

受託単価規定

一般社団法人ウィルドア

1. 目的

この規定は、一般社団法人ウィルドアが外部から受託する業務に関し、役務提供時の人件費単価を定めるものである。

2. 受託人件費単価

標準業務受託単価を職務区分に応じ、基準日額および基準時間単価をもって定める。

単位:円(税抜)

種別	基準日額	基準時間単価	職務内容
マネージャー	80,000	10,000	全ての業務を監理し、最終的な責任を負う。
スタッフ	64,000	8,000	業務全般に精通し、担当プロジェクトの計画・立案・実施に責任を負う。 プロジェクトチームを率い、業務にあたる。
サブスタッフ	40,000	5,000	上席者の指揮・指示のもと、業務の円滑な遂行のため作業に従事する。

附則

令和4年 8月 1日 制定

以上